

公益社団法人 日本青年会議所

運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 定款第8条第1号の規定に基づき公益社団法人日本青年会議所運営規則を定める。

2 本運営規則は、定款に定める目的を達成するために公益社団法人日本青年会議所（以下「本会」という）の運営の原則を定め、その円滑化を図ることを目的とする。

(地区、ブロック)

第2条 本会を構成する会員会議所を、その所在する地域によって別表に定める地区並びにブロックに分別する。

第2章 役員等

(選任)

第3条 役員等の選任については、定款に定めるほか次のとおりとする。

- (1) 会頭は、別に定める選挙に関する規則により選出された当選者を会頭として、総会で選定する。
- (2) 副会頭、専務理事及び会務を担当する常任理事（以下「会務担当常任理事」という）は、会頭が推薦し、総会で候補者を選出する。
- (3) 地区を担当する常任理事（以下「地区担当常任理事」という）は、別表に定める地区（以下「地区」という）ごとに各1人を地区協議会が会頭に推薦し、総会で選出する。
- (4) ブロック協議会会長にあつては、別表に定めるブロック（以下「ブロック」という）ごとに各1人をブロック協議会が推薦し、理事会で選任する。
- (5) 前二号の選出については、その地区又はブロックに所在する会員会議所が、定款第43条に定める議決権を基準として行う。
- (6) 監事にあつては、総会で選任する。
- (7) 顧問及び特別顧問は、会頭が推薦し、総会で選任する。
- (8) 委員長は、会頭が推薦し、理事会で選任する。

2 次年度の役員等については、毎年10月末日までに選任しなければならない。ただし、監事については、任期満了の前年10月末日までに選任しなければならないものとする。

(職務)

第4条 役員等の職務については、定款に定める所務のほか次のとおりとする。

2 会頭は次の職務を有する。

- (1) 本会の事業計画の立案及びその実施
- (2) 本会に関する長期計画の企画及び立案
- (3) 本会の組織を通じて、会員会議所の活動を育成調整し、各地区・ブロックの連絡及び運営を円滑ならしめ、かつ充実拡大を図る。
- (4) 総務財政に関する一切の事務及び事務局の管理を行い、本会の事務を円滑ならしめる。
- (5) 国際青年会議所及びその会議、並びに本会の対外的活動に対する一切の問題の処理
- (6) 全国大会を招集し議長となる。
- (7) 世界会議及びその他の国際会議の代表団員及び代表団長を任命する。
- (8) 本会を代表して、国会、行政機関、関係団体及び外国よりの来訪者に対する折衝並びに応接
- (9) 本会が主催する会員大会における所信発表
- (10) 定期的な所信発表

3 副会頭、専務理事及び会務担当常任理事は、会頭の指示のもとに第2項に定める会頭職務のうち(1)

(2) (4) (5)の各号を分掌する。

4 副会頭は、会頭を補佐して業務を掌理し、会頭に事故あるとき、又は欠けたとき、あらかじめ理事会において指名した順序によりその職務を代行する。

5 専務理事は、会頭及び副会頭を補佐して業務を総括するとともに事務局を統轄する。

6 地区担当常任理事は、会頭の指示のもとに担当する地区内の会員会議所に対し責任と権限を有し、第2項に定める会頭職務のうち(3)を分掌する。

7 ブロック協議会会長は、ブロック協議会を代表し、そのブロックの所属する地区担当常任理事に協力してブロック内における本会の業務を統轄する。

(兼職の禁止)

第5条 監事は、理事、直前会頭、顧問、特別顧問及び委員長の職を兼ねることができない。

(兼職の届出)

第6条 理事及び監事は、本会の定めるところに従い、他の公益法人の役員に就任している状況を届け出なければならない。

第3章 会議

(総会)

第7条 定時総会（以下通常総会）の開催時期は、原則として毎年3月の年1回とする。

2 定款第41条第3項に定める議事を審議する場合には、その招集を通知する書面において付議事項の内容

及び提案を説明しなければならない。

(議決方法)

第8条 議決は次の方法による。

- (1) 口頭
- (2) 拍手
- (3) 挙手
- (4) 起立
- (5) 記名投票
- (6) 無記名投票

(代理議決制度)

第9条 定款第42条に定める代理人は、当該会員会議所の正会員でなければならない。ただし、止むことを得ざる事由の存する場合には、予め会頭の許可を得て、当該総会の議長の名指する者に代理権の行使を委任することができる。

2 前項の定める代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 本会は、正会員が2人以上の代理人を総会に出席させることを拒むことができる。

(ブロック協議会会長会議)

第10条 本会の目的達成の為、必要に応じてブロック協議会会長会議を適時開催することができる。

2 ブロック協議会会長会議は、ブロック協議会会長をもって構成する。

(議決事項の通知)

第11条 会頭は、総会の終了後、遅滞なくその議決事項を書面又はこれに代わる適切な方法で、正会員に通知しなければならない。

(理事会)

第12条 理事会の議事の運営は、理事会議事運用規程でこれを定める。

(遵守義務)

第13条 会員会議所は、総会及び理事会の決定を遵守し、協力しなければならない。

2 会員会議所は、前項によらない決定には拘束されない。

第4章 委員会等

(委員会、委員長)

第14条 定款第54条の規定により設置される委員会(以下「委員会」という)の名称、その主たる業務及び委員数は、理事会で議決する。

2 委員会を担当する委員長は、会頭が推薦し、理事会においてこれを選任する。

3 委員長は、委員会を主宰する。

4 委員長の任期は、定款第17条の規定を準用する。

5 委員長の解任については、定款第19条第1項及び

第2項の規定を準用し、理事会でこれを行う。

6 委員長は無報酬とする。

7 委員長は、理事会に出席して意見を述べることができる。

8 必要に応じて、理事会の議決により「特別委員会」を設置することができる。

(委員会の構成)

第15条 委員長は、理事会の承認を得て会員会議所の正会員のうちから委員を任免する。

2 委員長は、必要に応じて次の者を任命することができる。

(1) 委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する副委員長若干人

(2) 委員会会務の総括的な事項を補佐する総括幹事

(3) 委員会会務の運営上の事項を補佐する運営幹事

(4) 委員会会計を補佐する会計幹事

3 委員長は、委員会を招集し、委員会会務を処理する。(計画決定)

第16条 委員会の事業計画及び事業実施計画については、理事会において議決する。

2 委員会は理事会の承認なくして対外活動及び外部団体との事業の提携をしてはならない。

3 委員会の事業実施の必要から本会又は委員会が公益法人等の設立に参画する場合は理事会の承認を必要とする。

(諸会議)

第17条 本会は、特別に必要な事由が生じたときに、理事会の議決により、事由に応じ会議(以下「諸会議」という)を設置することができる。

2 諸会議の名称、主たる業務及び構成員数は、理事会で決定する。

3 諸会議の議長は、会頭もしくは、会頭が会員会議所の正会員の中から指名し、理事会の承認を得た者が、これにあたる。

4 諸会議の議長の任期は定款第17条の規定を準用する。

5 理事会は前項の各諸会議に対し一定の事項の処理を委託することができる。

6 構成及び計画決定については、第14条及び第15条の規定を準用することができる。

7 理事会は諸会議の議長が次の各号の一に該当する場合は、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務を執行することができないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他諸会議の議長たるにふさわしくない行為があると認められるとき

第5章 地区

(地区協議会)

- 第18条** 本会が設置する地区協議会は、別表に定めるものとする。
- 2 地区協議会は、地区ごとに所在するブロック協議会をもって構成する。
 - 3 地区協議会は、地区協議会会則により運営する。
 - 4 地区協議会会則の変更は、本会理事会が行い、地区協議会に変更することができない。
 - 5 地区協議会諸規程の制定及び変更は、地区協議会会則に定める。

(事業)

- 第19条** 地区協議会は次の事業を行う。
- (1) 当該地区内に所在するブロック協議会に関する情報交換及び連絡調整
 - (2) 本会の目的達成のために必要な事項に関し審議し、地区協議会に所属する会員会議所の代表として、理事会に対する議案提出並びに意見具申
 - (3) 本会の委員会、理事会とブロック協議会の情報交換及び運動の展開
 - (4) 地区内において会員会議所を新設し、本会へ入会を希望するものの審査。また、地区内における会員会議所の統廃合、名称変更に対する審査。
 - (5) 本会の政策に基づく広域政策の策定と広域運動の推進
 - (6) 地区内において、地域の特性にあった広域政策の策定と広域運動の展開
 - (7) その他、地区協議会の目的の達成に必要な事業(地区協議会役員)

- 第20条** 地区協議会会長は、地区担当常任理事がその任にあたる。
- 2 地区協議会を運営するため地区協議会会則に定めた数の地区協議会役員(以下地区役員)を置く。
 - 3 地区役員は、地区担当常任理事が指名する。
 - 4 地区役員のうちブロックを担当する副会長は、地区内ブロック協議会会長がこれにあたる。
- (会議・委員会・特別委員会)

- 第21条** 地区協議会は、地区内役員会議、地区内会員会議所会議、その他の会議を開催することができる。
- 2 地区協議会は、その運営をするために必要な委員会を設置することができる。
 - 3 地区協議会は、広域運営を展開するために必要な特別委員会を設置することができる。
- (会長の職務)

- 第22条** 会長は地区協議会を統轄するほか、次の職務を有する。
- (1) 第20条第1項に定める会議の議長となる。
 - (2) 地区内において青年会議所を新設し、本会への入会を希望するものの審査結果の会頭への報告。

(収入)

- 第23条** 地区協議会の経費は、次の収入をもってこれにあてる。
- (1) 本会からの補助金
 - (2) ブロック協議会からの会費
 - (3) 地区内会員会議所からの会費
 - (4) その他の収入
- 2 前項第2号、第3号に定める会費の徴収は本会が行う。
- (会計処理)

- 第24条** 地区協議会の事業計画・収支予算並びに事業報告・収支決算は、理事会の承認を得なければならない。
- 2 その会計については公益法人会計に準拠するものとする。

第6章 ブロック

(ブロック協議会)

- 第25条** 本会が設置するブロック協議会は別表に定めるものとする。
- 2 ブロック協議会は、ブロック内に所在する会員会議所をもって構成する。
 - 3 ブロック協議会は、ブロック協議会会則により運営する。
 - 4 ブロック協議会会則の変更は、本会理事会が行い、ブロック協議会に変更することができない。
 - 5 ブロック協議会諸規程の制定及び変更は、ブロック協議会会則に定める。

(事業)

- 第26条** ブロック協議会は、次の事業を行う。
- (1) 当該ブロック内に所在する会員会議所相互の情報交換及び連絡調整
 - (2) 当該ブロック内の地域性に立脚して、ブロック内に所在する会員会議所が共同して取り組むべき広域事業の推進
 - (3) 本会の目的達成のために必要な事項に関し協議し、当該地区担当常任理事を通じ、本会理事会に対する意見具申
 - (4) 本会の政策に基づいた広域政策の策定と広域運動の展開
 - (5) 本会ブロック協議会会長会議において討議する議案についての意見統一及び意見具申
 - (6) 他のブロック協議会との情報交換
 - (7) その他、ブロック協議会の目的の達成に必要な事業

(ブロック協議会役員)

- 第27条** ブロック協議会を運営するためブロック協議

会会則に定めた数のブロック協議会役員（以下ブロック役員）を置く。

（会議・委員会）

第28条 ブロック協議会はブロック内役員会議、ブロック内会員会議所会議、その他の会議を開催することができる。

2 ブロック協議会は、その運営をするために必要な委員会を設置することができる。

（会長の職務）

第29条 ブロック協議会会長は、ブロック協議会を統轄するほか、次の職務を有する。

- （1）第27条第1項に定める会議の議長となる
- （2）ブロック大会が開催される場合にはその責任者となる
- （3）本会当該年度の指針を直接会員会議所に伝えるためのブロック内会員会議所への公式訪問の実施及び公式訪問報告書の作成並びに報告書の地区協議会を通じて理事会への報告を行う。

（収入）

第30条 ブロック協議会の経費は、次の収入をもってこれにあてる。

- （1）本会からの補助金
- （2）ブロック内会員会議所からの会費
- （3）その他収入

2 前項第2号に定める会費の徴収は、本会が行う。

（会計処理）

第31条 ブロック協議会会計については公益法人会計に準拠するものとする。

2 その事業計画・収支予算並びに事業報告・収支決算は地区協議会を通じ、理事会に報告し承認を得なければならない。

第7章 全国大会

（意義）

第32条 本会は、毎年1回、会員会議所の正会員をもって構成する全国大会を開催する。

2 全国大会は、青年会議所運動に関する意識の昂揚を図ることを目的とする。

（主催と招集）

第33条 全国大会（以下「大会」という）は本会が主催し、毎年1回開催する。

2 会頭は、会員会議所に対し招集状を発して告知する。

（主管と副主管）

第34条 大会は主管する会員会議所（以下「主管会議所」という）が実行する。但し、相当の理由がある場合、複数の会員会議所が主管することを妨げないものとする。

2 主管会議所は、理事会の承認及び当該会員会議所の同意を得て、大会の実行に協力する会員会議所（以下「副主管会議所」という）を設けることができる。

（大会の役員及び職務）

第35条 大会は次の役員を置く。

- （1）大会 会長 1人
- （2）大会 副会長 2人
- （3）大会 委員長 1人
- （4）大会副委員長 3人
- （5）大会実行委員長 1人

2 大会会長は、会頭がこれにあたり大会を主宰し大会の議長となる。

3 大会副会長は、担当副会頭または専務理事、及び主管会議所の所在する地区担当常任理事がこれにあたり、大会会長を補佐する。大会会長に事故あるときはその職務を担当副会頭または専務理事が代行する。

但し、主管会議所が複数の場合において、所在する地区を異にする場合、当該地区担当常任理事の中の一人がこれにあたるものとする。

4 大会委員長は、第35条に定める全国大会運営会議の担当である会務担当常任理事がこれにあたり大会の運営を総轄する。

5 大会副委員長は、主管会議所の所在するブロックを担当するブロック協議会会長、主管会議所の理事長及び第35条に定める全国大会運営会議議長がこれにあたり、大会委員長を補佐し大会委員長に事故あるときはその職務を代行する。

但し、主管会議所が複数の場合において、所在するブロックを異にする場合、当該ブロック協議会会長の中の一人及び当該理事長の中の一人がこれにあたるものとする。

6 大会実行委員長は、主管会議所の実行委員長がこれにあたり大会の実務を総轄する。

（全国大会運営会議の設置）

第36条 大会の円滑な運営を図るため全国大会運営会議（以下「運営会議」という）を設ける。

2 運営会議の組織、運営については、細則に定める。

（理事会の議決事項）

第37条 理事会は大会につき次の事項を決定する。

- （1）開催の時期及び場所
- （2）登録料及び登録料以外に参加者から徴収する参加料
- （3）本会が負担する金額
- （4）大会の行事計画及び収支予算の承認
- （5）大会の行事報告及び収支決算の承認
- （6）運営会議に委託又は勧告する事項
- （7）その他大会の開催に関する重要事項

2 理事会は前項各号の議決を主管会議所に通知する。

ただし、前項第1号ないし3号の事項については大会開催期日の3ヵ月前までに決定通知しなければならない。

(細目)

第38条 本章に定めるもののほか大会に関して必要な事項は、理事会において定める。

第8章 J Cデー

(J Cデー)

第39条 本会は、毎年9月3日をJ Cデーとする。

第9章 管 理

(会員名簿)

第40条 本会は、定款第6条に定める会員について会員名簿を作成する。

(問合せ)

第41条 本会はその目的達成に必要な場合、会員会議所に対して文書もしくは口頭により問合せを行い、又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の問合せがあった場合には、会員会議所は、正当な理由なくしてこれを拒むことができない。

(定款等の備置)

第42条 会頭は、定款その他諸規定、会員名簿及び登記に関する書類並びに総会及び理事会の議事録を常に事務局に備え置かなければならない。

(書類の閲覧)

第43条 会員会議所は、前二条の書類をいつでも閲覧することができる。

2 会頭は、正当な理由なくして前項の閲覧を拒むことができない。

附 則

この規則の変更規定は、平成25年9月21日から施行する。

平成 元年 5月24日 改正
平成 2年 7月20日 改正
平成 6年 9月18日 改正
平成 8年 9月22日 改正
平成 9年12月 5日 改正
平成12年 1月14日 改正
平成13年12月 8日 改正
平成14年 9月21日 改正
平成15年12月 6日 改正
平成16年10月 1日 改正
平成17年 9月30日 改正
平成20年10月10日 改正
平成22年 9月30日 改正
平成24年10月12日 改正
平成25年3月10日 改正
平成25年9月21日 改正

昭和39年11月28日 制定
昭和42年10月 5日 改正
昭和46年10月14日 改正
昭和48年 7月14日 改正
昭和49年 6月19日 改正
昭和49年10月10日 改正
昭和50年 1月18日 改正
昭和50年10月 9日 改正
昭和51年10月14日 改正
昭和52年10月13日 改正
昭和56年10月 3日 改正
昭和58年 7月24日 改正
昭和62年 4月19日 改正

[別表]

地 区	ブロック	所 在 地
北海道	北海道	北海道
東 北	青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関 東	茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 山梨 神奈川	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 山梨県 神奈川県
東 海	静岡 愛知 岐阜 三重	静岡県 愛知県 岐阜県 三重県
北陸信越	福井 石川 富山 新潟 長野	福井県 石川県 富山県 新潟県 長野県
近 畿	滋賀 京都 奈良 大阪 兵庫 和歌山	滋賀県 京都府 奈良県 大阪府 兵庫県 和歌山県
中 国	岡山 広島 山口 島根 鳥取	岡山県 広島県 山口県 島根県 鳥取県
四 国	香川 愛媛 徳島 高知	香川県 愛媛県 徳島県 高知県
九 州	福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
沖 縄	沖縄	沖縄県

書 面 表 決 書

201●年●月●日

公益社団法人日本青年会議所

会頭 ● ● ● ● 殿

_____ブロック_____青年会議所

理事長氏名_____印

私は、201●年●月●日に開催する第●回通常総会における下記議案について、次のとおり表決します。

議案番号	議 題	賛成	反対
第1号議案	201●年度事業計画承認の件		
第2号議案	201●年度収支予算承認の件		
第3号議案	定款第●条の改正の件		
第4号議案	理事・監事の選任に関する件		